

中華人民共和国国務院令

第 613 号

『中華人民共和国入札法実施条例』は 2011 年 11 月 30 日国務院第 183 次常務大会にて可決、ここに公布し、2012 年 2 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2011 年 12 月 20 日

中華人民共和国入札法実施条例

第 1 章 総 則

第 1 条 入札活動を規範化するため、『中華人民共和国入札法』（以下、入札法と略）に基づいて、本条例を制定する。

第 2 条 入札法第 3 条における工事建設プロジェクトとは、工事および工事建設に関わる商品・サービスをいう。

前項における工事とは、建設工事をいい、建築物および構築物の新規建設・増改築および関連する内装工事・撤去・修繕などが含まれる。工事建設に関わる商品とは、工事と切り離すことのできない構成要素であり、かつ、工事の基本的機能を実現するために必要な設備・材料などをいう。工事建設に関わるサービスとは、工事を完成させるために必要な実地調査、設計、監督・管理などのサービスをいう。

第三条 法によって入札を行うことが義務付けられる工事建設プロジェクトの具体的な範囲及び規模にかかる基準は、国務院発展改革部門と国務院の関係部門が共同で制定し、国務院の承認を経て公布・施行する。

第四条 国務院発展改革部門は全国の入札業務を指導・調整し、国家重大建設プロジェクトの工事入札活動について、監督、検査を実施する。国務院の工業情報化、住宅都市農村建設、交通運輸、鉄道、水利、商務などの部門は、規定に基づいて職責を分担し、関係する入札活動の監督を行う。

県レベル以上の地方人民政府発展改革部門は自行政区域の入札業務を指導・調整する。県レベル以上の地方人民政府関係部門は規定に基づいて職責を分担し、入札活動の監督を行い、法に基づいて入札活動中の違法行為の取締を行う。

県レベル以上の地方人民政府による、その所属部門に係る入札活動の監督
職責の分担について別途規定のあるものについては、その規定に従う。

財政部門は法に基づいて入札を行った政府調達工事建設プロジェクトの予算
執行情況および政府調達政策の実施状況について監督を行う。

監察機関は法に基づいて入札活動に係る監察対象について監察を行う。

第五条 行政区画として区を設けている市レベル以上の地方人民政府は
実際の需要に基づいて統一的に規範化した入札取引所を設け、入札活動のため
のサービスを提供する。入札取引所は行政部門と所属関係を有してはならず、
営利を目的としてはならない。

国は情報ネットワークを利用して電子入札を行うことを奨励する。

第六条 国家機関職員がいかなる方式によっても不法に入札活動に干渉す
ることを禁止する。

第二章 入 札

第七条 国の関係規定に基づいてプロジェクト審査・認可が必要と定めら
れている、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトは、

その入札範囲・方法・形式について、プロジェクト審査・認可部門に提出し審査・認可を得ること。プロジェクト審査・認可部門は審査・認可により確定された入札範囲・方法・形式をすみやかに関係行政監督部門に報告すること。

第八条 国有資金が多数を占める、または主導的地位にあり、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトについては公開入札を行う。ただし、以下のいずれかの事項に該当する場合、指名入札を行うことができる。

(一) 技術的に複雑で、特殊な要求が存在、または自然環境による制限を受けるために、少数の潜在的応札者のみが候補者となるとき

(二) 公開入札方式を採用した場合の費用がプロジェクト契約価格に占める割合が過大であるとき

前項(二)に記された事項に該当し、本条例第七条に定められたプロジェクトである場合、プロジェクト審査・認可部門が審査、認可する際に認定する。

その他のプロジェクトは入札者の申請により関係行政監督部門が認定する。

第九条 入札法第66条に定められた入札を行わなくてもよいとされる特殊な状況以外に、以下のいずれかの事項に該当する場合、入札を行わないことができる。

(一) 他に換えることのできない特許もしくは占有技術を必要とするとき

(二) 調達者が法に基づいて独自に建設・生産・提供が可能であるとき

(三)すでに入札方式により選定された特別に許可された経営プロジェクト

投資者が法に基づいて独自に建設・生産または提供が可能であるとき

(四)施工または機能に付随する要求に影響をおよぼすため、元の落札者に

よる調達プロセス・商品・サービスの調達が必要であるとき

(五)国により別に定められたその他の特殊事情が存在するとき

入札者が前項の規定を適用するために虚偽行為を行った場合、入札法第 4 条に定められた入札回避にあたるものとする。

第十条 入札法第 12 条第 2 項に定められた、入札者が入札文書の作成・入札評価を組織する能力を有する場合とは、入札者が入札プロジェクトの規模および複雑さに対応することのできる技術・経済などの分野の専門職員を有することをいう。

第十一条 入札代理機関の資格は、法律および国務院の規定により、関係部門が認定を行う。

国務院住宅都市農村建設部・商務部・発展改革委員会・工業情報化部等の部門は、定められた職責配分に従って入札代理機関に対して法に基づく監督管理を実施する。

第十二条 入札代理機関は一定数の入札職業資格を備えた専門職員を有すること。入札職業資格取得の具体的方法については、国務院人力資源社会保障

部門と国務院発展改革部門が共同で制定する。

第十三条 入札代理機関は許可された資格と入札者に委託された範囲内で入札代理業務を実施する。いかなる事業所および個人も不法な干渉を行ってはならない。

入札代理機関による代理入札業務は、入札法および本条例の入札者にかかる規定を遵守すること。入札代理機関は自らが代理する入札プロジェクトにおいて応札または代理応札を行ってはならず、また、自らが代理する入札プロジェクトの応札者に情報提供を行ってはならない。

入札代理機関は資格証明書の改ざん、賃貸、貸与、譲渡を行ってはならない。

第十四条 入札者は委託した入札代理機関と書面による契約を締結する。契約で定める費用請求基準は国の関係規定と符合すること。

第十五条 公開入札プロジェクトは、入札法および本条例の規定に基づき、入札公告を公表し、入札文書を作成する。

入札者が事前資格審査方式により潜在的応札者の資格審査を行う場合、事前資格審査公告を公表し、事前資格審査文書を作成すること。

法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの事前資格審査公告および入札公告は、国務院発展改革部門が法に基づいて指定した情報媒体により公表する。異なる情報媒体において公表される同一入札プロジェクト

の事前資格審査公告および入札公告の内容は一致すること。指定情報媒体は法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの中国国内における事前資格審査公告、入札公告を公表する際、費用の徴収を行ってはならない。

法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの事前資格審査文書および入札文書の作成においては、国務院発展改革部門が関係行政監督部門と共同で制定した基準文書を使用すること。

第十六条 入札者は事前資格審査公告、入札公告または入札招請書に定められた日時・場所に従って事前資格審査文書または入札文書を販売すること。事前資格審査文書または入札文書の販売期間は最低5日とする。

入札者が事前資格審査文書または入札文書を販売する際に徴収する費用は、印刷・郵送原価の支出補填にとどめ、営利を目的としてはならない。

第十七条 入札者は事前資格審査文書提出の日時を合理的に定める。法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの事前資格審査文書提出日時は、事前資格審査文書の販売を停止した日から最低5日とする。

第十八条 事前資格審査は事前資格審査文書に明記した基準および方法で行う。

国有資金が多数を占め、または主導的地位にあり、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトは、入札者が資格審査委員会を組織し、

事前資格審査申請文書を審査する。資格審査委員会およびそのメンバーは入札法および本条例の入札評価委員会およびそのメンバーに関する規定を遵守すること。

第十九条 事前資格審査終了後、入札者はすみやかに事前資格審査申請者に事前資格審査結果通知書を発送する。事前資格審査に合格しなかった申請者は入札資格を有しない。

事前資格審査を通過した申請者が3者に満たない場合、改めて入札を行う。

第二十条 入札者が事後資格審査方式で応札者の資格審査を行う場合、開札後、入札評価委員会が入札文書に定める基準および方法に基づいて応札者の資格審査を行う。

第二十一条 入札者はすでに公表した事前資格審査文書または入札文書について必要な解釈または修正を行うことができる。解釈または修正の内容が事前資格審査文書または入札文書の作成に影響を及ぼす可能性のある場合、入札者は事前資格審査申請文書提出締切日の最低3日前まで、または入札締切日の最低15日前までに、事前資格審査申請文書または入札文書を入手したすべての潜在的応札者に書面の形式で通知する。3日または15日に満たない場合、入札者は事前資格審査申請文書または入札文書締切日を延期すること。

第二十二条 潜在的応札者またはその他の利害関係者が事前資格審査に

ついて異議のある場合、事前資格審査文書提出締切日の 2 日前までに申し出ること。入札文書について異議のある場合、入札締切日の 10 日前までに申し出ること。入札者は異議を受領してから 3 日以内に回答するものとし、回答までは一時入札活動を停止すること。

第二十三条 入札者が作成した事前資格審査文書、入札文書の内容が法律・行政法規の強制力を有する規定に違反し、公開・公平・公正および信義誠実の原則に違反して事前資格審査の結果または潜在的応札者の入札に影響を及ぼす場合、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者は事前資格審査文書または入札文書の修正を行った後、改めて入札を行うこと。

第二十四条 入札者が入札プロジェクトを分割する場合、入札法の関係規定を遵守し、プロジェクトの分割を利用して潜在的応札者を制限または排斥してはならない。法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者はプロジェクトの分割を利用して入札を回避してはならない。

第二十五条 入札者は入札文書に応札有効期限を明記すること。応札有効期限は応札文書提出締切日から起算する。

第二十六条 入札者が入札文書において応札者に応札保証金の納付を要求する場合、応札保証金は入札プロジェクト推定価格の 2 パーセントを超えて

はならない。応札保証金有効期限は応札有効期限と一致すること。

法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの中国国内の応札事業所が、現金または小切手で支払う応札保証金はその基本口座から引き出されるものであること。

入札者は応札保証金を流用してはならない。

第二十七条 入札者は入札基準価格を定めるか否かを自ら決定することができる。一つの入札プロジェクトにおける入札基準価格は一つのみとし、入札基準価格については秘密を保持しなければならない。

委託を受けて入札基準価格を設定した仲介機構は、委託を受けて入札基準価格を設定したプロジェクトの入札に参加することはできない。また、当該プロジェクトの応札者のために応札文書作成または情報提供を行ってはならない。

入札者が最高入札制限価格を設定する場合、入札文書内に最高入札制限価格または最高入札制限価格の計算方法を明記すること。入札者は最低入札制限価格を設定してはならない。

第二十八条 入札者は一者もしくは一部の潜在的応札者が、プロジェクト現場の現地調査を行うよう手配してはならない。

第二十九条 入札者は法に基づいて工事および工事建設関係商品、サービスの全部または一部について請負入札を行うことができる。暫定価格方式にて総請負範囲内の工事、商品、サービスが、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの範囲に該当し、かつ国家に定められた基準に達する場合、法に基づいて入札を行うこと。

前項の暫定価格とは、総請負入札において、価格を確定できないために、入札者が入札文書内で暫定的に定めた工事、商品、サービスの価格をいう。

第三十条 技術的に複雑または正確に技術規格を推定することのできないプロジェクトについては、入札者は二段階での入札を行うことができる。

第一段階では、応札者は入札公告または入札招請書の要求に応じてオファーを伴わない技術的提案を提出する。入札者は応札者の提出した技術的提案に基づいて技術基準および要求を確定し、入札文書を作成する。

第二段階では、入札者が第一段階で技術的提案を提出した応札者に入札文書を交付する。応札者は入札文書の要求に従って最終技術計画および入札オファーを含む応札文書を提出する。

入札者が応札者に応札保証金の納付を要求する場合、第二段階で申し出ること。

第三十一条 入札者が入札を停止する場合、すみやかに公告を公表すること。または、書面の形式で指名された、あるいは事前資格審査文書、入札文書を受領した潜在的応札者に通知すること。事前資格審査文書、入札文書を販売または応札保証金を徴収した場合、入札者はすみやかに受領した事前資格審査文書、入札文書にかかる費用、徴収した応札保証金および同期間中の銀行預入利息を返還すること。

第三十二条 入札者は不合理な条件によって、潜在的応札者または応札者を制限・排斥してはならない。

入札者に下記に掲げるいずれかの行為が存在する場合、不合理な条件による潜在的応札者または応札者の制限・排斥とみなす。

(一) 同一入札プロジェクトについて、潜在的応札者または応札者に対する

差別的なプロジェクト情報の提供

(二) 設定された資格・技術・取引条件と入札プロジェクトの具体的な特徴

および実際の需要が適切に符合していない、または、契約の履行と無

関係

- (三) 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトにおいて、特定の行政区域または特定業種の業績、褒章を加点条件または落札条件とする
- (四) 潜在的応札者または応札者に対して、異なる資格審査を実施または異なる入札評価基準を採用
- (五) 特定の特許・商標・ブランド・原産地・供給業者に限定または指名
- (六) 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトにおいて、潜在的応札者または応札者の資本所有権の形式・組織形態について不法に制限
- (七) その他不合理な条件による潜在的応札者または応札者の制限・排斥

第三章 応 札

第三十三条 応札者が法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの応札に参加する場合、地区または部門の制限を受けず、いかなる事業所・個人も不法に干渉してはならない。

第三十四条 入札者と利害関係が存在し入札の公正性に影響を及ぼす可能性のある法人、その他組織または個人は、応札に参加することができない。

事業所責任者を同じくする、または株式所有と管理関係にある異なる事業所が、同一工事の応札または工事の分割がなされていない同一入札プロジェクトの応札に参加することはできない。

前二項の規定に違反した場合、関連する応札はいずれも無効とする。

第三十五条 応札者がすでに提出した応札文書を撤回する場合、応札締切時間までに書面にて入札者に通知すること。入札者が徴収した応札保証金については、応札者による撤回通知を受領してから5日以内に返還すること。

応札締切後、応札者が応札文書を撤回する場合、入札者は応札保証金を返還しないことができる。

第三十六条 事前資格審査を非通過申請者が提出した応札文書、および期限を超過して送達されたもの、または入札文書の要求通り密封されていない応札文書については、入札者は受領を拒否することとする。

入札者は応札文書の送達時間および密封状況について事実に基づいて記載し、審査資料として保存すること。

第三十七条 入札者は事前資格審査公告、入札公告または入札招請書内において、共同企業体による応札の受け入れについて明記すること。

入札者が共同企業体による応札を受け付け、また事前資格審査を実施する場合、その共同企業体は事前資格審査申請文書の提出前に共組織されていること。事前資格審査後の共同企業体の増減、メンバーの交代が発生した場合、その応札は無効とする。

共同企業体の構成メンバーのいずれかが、同一入札プロジェクト内において、自己の単独名義またはその他の共同企業体に参加して応札した場合、関連する応札はいずれも無効とする。

第三十八条 応札者に合併、分割、破産など重大な変化が発生した場合、すみやかに書面で入札者に通知すること。応札者が事前資格審査文書、入札文書で定められた資格条件を失った場合、またはその応札が入札の公正性に影響を及ぼす場合、その応札を無効とする。

第三十九条 応札者が互いに結託して応札することを禁止する。

以下のいずれかの事項に該当する場合、応札者が互いに結託して応札したものとみなす。

- (一) 応札者間において入札オファーなど応札文書の実質的内容を協議
- (二) 応札者間において落札者を事前に決定

(三) 応札者間において一部の応札者の応札断念または落札断念を事前決定

(四) 同一の集団、協会、商会などの組織に所属するメンバーの応札者が当

該組織の要求に従って協調して応札

(五) 応札者間において落札を画策、または特定の応札者を排斥するために、

その他の協調行為をとる

第四十条 以下のいずれかの事項に該当する場合、応札者が互いに結託して応札したとみなす。

(一) 異なる応札者の応札文書を同一事業所または個人が作成

(二) 異なる応札者が同一事業所または個人に応札手続きを委託

(三) 異なる応札者の応札文書に明記されたプロジェクト管理メンバーが

同一

(四) 異なる応札者の応札文書が不自然に一致または入札オファーの差異

に規則性が認められる

(五) 異なる応札者の応札文書が互いに混合されている

(六) 異なる応札者の応札保証金が同一事業所または個人の口座から振り

込まれている

第四十一条 入札者と応札者が結託して入札することを禁止する。

以下のいずれかの事項に該当する場合、入札者と応札者が結託して応札したとみなす。

(一)入札者が開札前に応札文書を開封し、関係情報をその他の応札者に漏洩

(二)入札者が直接的または間接的に応札者に入札基準価格、入札評価委員会メンバーなどの情報を漏洩

(三)入札者が入札オファーの抑制または引き上げを応札者に明示または暗示

(四)入札者が応札者に応札文書の撤回・交換・修正を示唆

(五)入札者が応札者に対し、特定の応札者の落札に協力するよう明示的または黙示的に指示

(六)入札者と応札者が特定の応札者の落札を画策し、その他の結託行為を実施

第四十二条 譲渡または賃貸などの方法で資格・資質証明書を取得して
応札に参加する者は、入札法第 33 条に定められた他者名義での応札にあたる。

応札者に次に掲げる事項が存在する場合、入札法第 33 条に定められた、その他の方式の虚偽行為にあたるものとする。

- (一) 偽造・変造された許可書類の使用
- (二) 虚偽の財務状況または業績の提出
- (三) 虚偽のプロジェクト責任者または主要技術職員の経歴、労働関係証明の提出
- (四) 虚偽の信用状況の提出
- (五) その他の虚偽行為

第四十三条 事前資格審査申請文書を提出する申請者は、入札法および本条例の応札者関連規定を遵守すること。

第四章 開札、入札評価および落札

第四十四条 入札者は入札文書に規定した日時・場所に従って開札を行う。

応札者が 3 者に満たない場合、開札を行ってはならない。入札者は改めて入札を行う。

応札者が開札について異議のある場合、開札の現場で申し出、入札者はその場で回答し、かつ記録を作成する。

第四十五条 国家が入札評価専門家専門分類基準および管理方法を統一
的に実施する。具体的な基準および方法は国務院発展改革部門が国務院関係部
門と共同で制定する。

省レベル人民政府および国務院関係部門は総合入札評価専門家チームを組
織する。

第四十六条 入札法第 37 条第 3 項に定められた特殊入札プロジェクトを
除き、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトにおいて、
その入札評価委員会の専門家メンバーは、入札評価専門家チーム内の関連する
専門の専門家リストから任意抽出方式で選定する。いかなる事業所および個人
も、入札評価委員会に参加する専門家メンバーを明示的または黙示的などいか
なる方式によっても指定することはできない。また、別の形で指定を行うこと
はできない。

法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者は
入札法および本条例に定められた事由を除き、法に基づいて選定された入札評
価委員会メンバーを交代させることはできない。入札評価委員会の専門家メン
バーの交代は前項の規定に従って実施すること。

入札評価委員会メンバーと応札者に利害関係がある場合、自主的に回避することとする。

関係行政監督部門は定められた職責配分に従って、入札評価委員会メンバーの選定方式、入札評価専門家の抽出および入札評価活動について監督を行う。行政監督部門の職員が当該部門が監督するプロジェクトの入札評価委員会メンバーになることはできない。

第四十七条 入札法第 37 条第 3 項における特殊入札プロジェクトとは、技術的に複雑・専門性が高い、または国家による特殊な要求が存在し、任意抽出方式で選定された専門家が入札評価業務において職責を果たすことが困難なプロジェクトをいう。

第四十八条 入札者は入札評価委員会に入札評価に必要な情報を提供する。ただし、特定応札者への負担または排斥を黙示的または明示的に指示してはならない。

入札者はプロジェクトの規模および技術的複雑さの程度などの要素に応じて、合理的に入札評価期間を確定する。入札評価委員会メンバーの 3 分の 1 以上が入札評価期間を不足と判断した場合、入札者は適切な延長を行う。

入札評価プロセスにおいて、入札評価委員会メンバーが回避事由に該当、許可なく職場を離脱、または健康などの原因により入札評価を継続できない場合、すみやかに交代を行う。交代された入札評価委員会メンバーが下した審査結論は無効とし、交代後の入札評価委員会メンバーが改めて審査を行う。

第四十九条 入札評価委員会メンバーは入札法および本条例の規定に基づき、入札文書に定められた入札評価基準・方法に従い、客観的かつ公正に応札文書についての意見を提出する。入札文書に規定されていない入札評価基準および方法は入札評価の依拠とすることができない。

入札評価委員会メンバーは個人的に応札者と接触してはならない。応札者から財物またはその他の便益を得てはならない。入札者に落札者確定についての意向を尋ねてはならない。いかなる事業所または個人により明示または暗示された特定応札者への負担・排斥についての要求を受け入れてはならない。その他の非客観的・不公正な職務行為を行ってはならない。

第五十条 入札プロジェクトにおいて入札基準価格が設定されている場合、入札者は開札時に公布すること。入札基準価格は入札評価の参考とすることができるにとどまり、入札オファーが入札基準価格に接近しているかを落札

条件とすることはできない。また、入札オファーの入札基準価格からの上下幅を応札拒否の条件としてはならない。

第五十一条 以下のいずれかの事項に該当する場合、入札評価委員会はその応札を拒否する。

- (一) 応札文書に入札事業所の押印および事業所責任者による署名がない
- (二) 入札共同企業体が共同応札契約を提出していない
- (三) 応札者が国または入札文書に定められた資格条件に符合していない
- (四) 同一応札者が2つ以上の異なる応札文書または入札オファーを提出。

ただし、入札文書が予備応札の提出を要求した場合を除く

- (五) 入札オファーが原価を下回っている、または入札文書に設定された最高応札価格を上回っている

- (六) 応札文書が入札文書の実質的な要求および条件に応えようとしていない

- (七) 応札者が結託して応札、虚偽、賄賂などの違法行為を実施

第五十二条 応札文書内に意味不明の内容、明らかな文字・計算の誤りがあり、入札評価委員会は応札者による解釈・説明を必要とする場合、応札者に対して書面で通知する。応札者による解釈・説明は書面の形式で行うことと

する。応札文書の範囲を超過したり、応札文書の実質的内容を変更してはならない。

入札評価委員会は応札者の解釈・説明の内容を黙示的に指示または誘導してはならず、応札者による自主的な解釈・説明を受け入れてはならない。

第五十三条 入札評価終了後、入札評価委員会は入札者に書面で入札評価報告および落札候補者リストを提出する。落札候補者は3者を超えてはならず、かつ、順序を明記すること。

入札評価報告は入札評価委員会の全メンバーにより署名を行う。入札評価結果について、異なる意見を有する入札評価委員会メンバーは書面の形式でその異なる意見および理由を説明する。入札評価報告はその異なる意見を明記すること。入札評価委員会メンバーが入札評価報告における署名を拒否し、書面の形式でその異なる意見および理由を説明しなかった場合、入札評価結果に同意したものとみなす。

第五十四条 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトにおいて、入札者自らが入札評価報告を受領した日から3日以内に落札候補者を公示する。公示期間は最低3日間とする。

応札者またはその他の利害関係者が法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札評価結果について異議のある場合、落札候補者の公示期間中に申し出ること。入札者は自らが異議を受領した日から3日以内に回答することとし、回答までは一時的に入札活動を停止すること。

第五十五条 国有資金が多数を占める、または主導的地位にあり、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトにおいては、入札者は第一落札候補者を落札者とする。第一落札候補者が落札を断念した場合、または不可抗力により契約の履行が不能、入札文書の要求通りに履行保証金を提出しなかった、あるいは落札結果に影響を及ぼす違法行為が調査により判明したなど、落札条件に符合しない場合、入札者は入札評価委員会の提出した落札候補者リストに基づいて順次その他の落札候補者を落札者とすることができる。改めて入札を行ってもよい。

第五十六条 落札候補者の経営・財務状況に相当程度大きな変化が発生または違法行為が存在し、その履行能力に影響を及ぼす可能性があるとして入札者が判断した場合、落札通知書の発行前に、元の入札評価委員会が入札文書の規定に従う基準および方法に基づいて審査の確認を行う。

第五十七条 入札者および落札者は入札法および本条例の規定に従い書面にて契約を締結すること。契約の目的、価格、品質、履行期限など主要条文は入札文書および落札者の応札文書の内容と一致すること。入札者および落札者は契約の実質的内容に反する契約を別途締結してはならない。

入札者は遅くとも書面での契約締結後5日以内に落札者および非落札応札者に対して応札保証金および同期間中の銀行預入利息を返還すること。

第五十八条 入札文書が落札者に履行保証金の納付を要求する場合、落札者は入札文書の要求に従って納付すること。履行保証金は落札契約価格の10%を超えてはならない。

第五十九条 落札者は契約の定めに従って義務を履行し、落札プロジェクトを完成させること。落札者は他者に落札プロジェクトを譲渡してはならず、また落札プロジェクトを分割して個別に他者に譲渡することもしてはならない。

落札者は契約の定めに従って、または入札者の同意を経て、落札プロジェクトの主体でない業務、中心でない業務を下請に出すことができる。下請を請負う者は、相応の資格条件を満たしていなければならないものとし、かつ再下請を行ってはならない。

落札者は下請に出すプロジェクトについて入札者に責任を負い、下請を請け負う者は下請するプロジェクトについて連帯責任を負うこと。

第五章 苦情と処理

第六十条 応札者またはその他の利害関係者が入札活動が法律・行政法規による規定に合致しないと判断した場合、それを知った、または知ったとされる日から 10 日以内に関係行政監督部門に苦情を申し出ることができる。苦情申し出には明確な請求および必要な証明材料をそろえること。

本条例第二十二条、第四十四条、第五十四条に定める苦情申し出は、まず入札者に異議を申し出ること。異議への回答期間は前項に定める期限には含まない。

第六十一条 苦情申し出者が同一事項について受理権を持つ 2 力所の行政監督部門に苦情を申し出た場合、先に苦情を受理した行政監督部門が処理を担当する。

行政監督部門は苦情を受理した日から 3 業務日以内に苦情を受理するか否かを決定すること。また、苦情を受理してから 30 業務日以内に書面で処理の決定

を作成すること。検査、計測、鑑定、専門家による審査が必要な場合、その所要時間は計算に含めない。

苦情申し出者が事実をねつ造、材料の偽造または不法な手段により証明材料を取得し苦情の申し出を行った場合、行政監督部門はこれを棄却すること。

第六十二条 行政監督部門が苦情処理を行う場合、関係文書・資料を調査・閲覧、複製する権利を持つ。関連状況の調査においては、関連事業所および人員は協力を行うこと。必要な場合、行政監督部門は入札活動の一時停止を命じることができる。

行政監督部門の職員が監督検査プロセスにおいて知るところとなった国家機密、企業取引上の秘密については、法に基づいて秘密を保持すること。

第六章 法律責任

第六十三条 入札者が潜在的応札者を制限または排斥する以下の行為のいずれかに該当する場合、入札法第 51 条の定めに基づき関係行政監督部門が処罰を行う。

(一) 法に基づいて公開入札を実施すべきプロジェクトが、規定に従わず指

定情報媒体による事前資格審査公告または入札公告の公表を実施

(二)異なる情報媒体で公表された同一入札プロジェクトの事前資格審査公
告または入札公告の内容が一致せず、潜在的応札者の事前資格審査申
請または応札に影響

法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者が、
規定に従わず事前資格審査公告または入札公告を公表し入札を回避した場合、
入札法第 49 条の定めに従って処罰される

第六十四条 入札者に次に掲げる行為のいずれかの行為が存在する場合、
関係行政監督部門は是正を命じ、10 万元以下の罰金を科すことができる。

- (一) 法に基づいて公開入札を行うべきにもかかわらず、指名入札を実施
- (二) 入札文書、事前資格審査文書の販売・解釈・修正の期限、または確定
された事前資格審査申請文書、応札文書提出の期限が入札法および本
条例の規定に符合しない
- (三) 事前資格審査の非通過事業所または個人の応札への参加を承認
- (四) 拒否すべき応札文書を受領

入札者に前項(一)、(三)、(四)に掲げた行為のいずれかが存在する場
合、事業所の直接責任を負う管理者およびその他の直接担当者に対して、法に
基づいて処分を行う。

第六十五条 入札代理機関が代理をする入札プロジェクトにおける応札、代理応札または当該プロジェクト応札者に情報提供を行ったもの、入札基準価格の作成を受託した仲介機関が入札基準価格の作成を依頼したプロジェクトの応札に参加、または当該プロジェクトの応札者のために応札文書を作成、情報提供を行ったものは、入札法第 50 条の定めに従い、法的責任を追及される。

第六十六条 入札者が本条例に定められた比率を超える応札保証金、履行保証金を受領した場合、または応札保証金および同期間における銀行預入利息を規程どおりに返還しなかった場合、関係行政監督部門は是正を命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。他者に損失を与えた場合、法に基づいて賠償責任を負う。

第六十七条 応札者が互いに結託して応札、または入札者と結託して応札を行った場合、応札者が入札者または入札評価委員会メンバーに対し贈賄による落札を画策した場合、落札は無効とする。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、入札法第 53 条の定めに従い処罰する。応札者が落札していない場合、事業所に対する罰金の価格は、入札プロジェクト契約価格に基づき、入札法に定められた比率により計算する。

応札者に下記のいずれかの行為がある場合、入札法第 53 条に定められた事実が重大な行為にあたり、関係行政監督部門は 1 年から 2 年間、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトへの応札資格を取り消す。

(一) 贈賄により落札を画策したもの

(二) 3 年間で 2 度以上結託して応札したもの

(三) 結託しての応札により入札者、その他の応札者または国家、集団、公民の合法的利益に損害を与え、30 万元以上の直接的経済損失をもたらしたもの

(四) その他結託して応札にかかる行為が重大であるもの

応札者が本条(二)に定められた処罰の執行期限満了日から3年以内に、再び同項に掲げる違法行為のいずれかを行った場合、または結託しての応札や、贈賄による落札の画策にかかる事実が極めて重大である場合、工商行政管理機関により営業許可証を取り消す。

法律、行政法規により入札オファーの結託行為について別に定めがある場合、その規定に従う。

第六十八条 応札者が他者の名義による応札またはその他の方法により、落札を詐取した場合、落札を無効とする。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、入札法第54条の定めに基づき処罰する。法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの応札者が落札していない場合、事業所に対する罰金の価格は、入札プロジェクト契約価格に基づき、入札法に定められた比率により計算する。

応札者に以下のいずれかの行為が存在する場合、入札法第54条に定められた事実が重大な行為にあたり、関係行政監督部門は1年から3年間、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの応札資格を取り消す。

(一) 資格・資質証明書またはその他の許可書類を偽造・変造し、落札を詐

取したもの

(二) 3年以内に2度以上、他者の名義を使用して応札したもの

(三) 虚偽行為により落札し、入札者に30万元以上の直接的経済損失をも

たらしたもの

(四) その他虚偽行為による落札にかかる行為が重大であるもの

応札者は本条(二)の規定による処罰の執行期限満了の日から3年以内に、再び同項に掲げる違法行為のいずれかが存在する場合、または虚偽による落札にかかる事実が極めて重大である場合、工商行政管理機関により営業許可証を取り消す。

第六十九条 資格・資質証明書を他者の応札に譲渡または賃貸した場合、法律・行政法規の定めにより処罰される。犯罪にあたる場合、法に基づいて刑事責任を追及される。

第七十条 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者が規定に従わず入札評価委員会を組織、または入札評価委員会メンバーを選定・交代させ、入札法および本条例の規定に違反した場合、関係行政監督部門は是正を命じ、10万元以下の罰金を科し、事業所の直接責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて処分を行うことができる。違法に選定または交代された入札評価委員会メンバーの下した審査結論は無効とし、法に基づいて改めて審査を行う。

国家機関職員が何らかの方法によって不法に入札評価委員会メンバーの選定に干渉した場合、本条例第八十一条の定めに基づいて法的責任を追及する。

第七十一条 入札評価委員会メンバーに、以下に掲げた行為のいずれかが存在する場合、関係行政監督部門は是正を命ずる。事実が重大な場合、一定期間内における法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札評価への参加を禁止する。事実が極めて重大な場合、入札評価委員会メンバーの委員資格を取り消す。

- (一) 回避すべき事案において回避しないもの
- (二) 許可なく職場を離脱したもの
- (三) 入札文書に定めた入札評価基準および方法に従わずに入札評価を実施したもの
- (四) 私的に応札者と接触したもの
- (五) 入札者に落札者決定についての意向を尋ねる、またはいずれかの事業所または個人による特定応札者への負担・排斥に関し明示的または黙示的な要求を承諾したもの
- (六) 法に基づいて否決されるべきとされる応札について、否決意見を提出しないもの
- (七) 応札者に対して解釈・説明の内容を黙示的に指示あるいは誘導したもの、または応札者の自主的な解釈・説明を承認したもの

(八) その他非客観的、不公正な職務履行行為のあったもの

第七十二条 入札評価委員会メンバーが応札者の財物またはその他の便益を受領した場合、受領した財物を没収し、3000 元以上 5 万元以下の罰金を科し、入札評価委員会メンバーの委員資格を取り消し、法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札評価に再び参加することはできないものとする。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第七十三条 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札者が以下のいずれかの事項に該当する場合、関係行政監督部門は是正を命じ、落札プロジェクト価格の 10%以下の罰金を科すことができる。他者に損失を与えた場合、法に基づいて賠償責任を負う。事業所の直接責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて処分を行う。

(一) 正当な理由なく落札通知書を発行しない

(二) 規定に従わず落札者を確定

(三) 落札通知書の発行後、正当な理由なく落札結果を変更

(四) 正当な理由なく落札者と契約を締結しない

(五) 契約締結時に落札者に対して付加条件を提示

第七十四条 落札者が正当な理由なく入札者と契約を締結しない場合、契約締結時に入札者に対して付加条件を提出する場合、または履行保証金の納付に関して入札文書の要求に従わなかった場合、その落札資格を取り消し、応札保証金は返還しない。法によって入札を行うことが義務付けられているプロジ

エクトの落札者に対して、関係行政監督部門は是正を命じ、落札プロジェクト価格の10%以下の罰金を科すことができる。

第七十五条 入札者および落札者が入札文書および落札者の応札文書に従わず契約を締結した場合、契約の主要条項と入札文書および落札者の応札文書の内容が一致しない場合、または入札者、落札者が契約の実質的内容に反する契約を締結した場合、関係行政監督部門は是正を命じ、落札プロジェクト価格の5%以上10%以下の罰金を科すことができる。

第七十六条 落札者が落札プロジェクトを他者に譲渡した場合、落札プロジェクトを分離して他者に譲渡した場合、入札法および本条例の定めに違反して落札プロジェクトの主体業務・中心業務の一部を他者に下請に出した場合、または下請業者がさらに再下請を行った場合、譲渡・下請を無効とし、譲渡・下請プロジェクト価格の5%以上10%以下の罰金を科すことができる。違法所得を得た場合、違法所得を没収する。また、業務停止命令を出して整理を命じることにもできる。事実が重大な場合、工商行政管理機関により営業許可証を取り消す。

第七十七条 応札者またはその他の利害関係者が事実をねつ造し、材料を偽造または不法な手段により証明材料を取得して苦情を申し立て、他者に損失を与えた場合、法に基づいて賠償責任を負う。

入札者が規程どおりに異議に回答を行わずに入札活動を継続した場合、関係行政監督部門により是正を命ずる。是正拒否または是正不能かつ落札の結果に影響を及ぼした場合、本条例第八十二条の定めに従って処理する。

第七十八条 入札職業資格を取得した専門職員が国の入札業務に関する規定に違反した場合、これに是正を命じ、警告を与える。事実が重大な場合、一定の期間内における入札業務への従事を一時的に停止させる。事実が極めて重大な場合入札職業資格を取り消す。

第七十九条 国は入札信用制度を確立する。関係行政監督部門は法に基づいて入札者、入札代理機関、応札者、入札評価委員会メンバー等当事者による違法行為に対する行政的処置についての決定を公表すること。

第八十条 プロジェクト審査・認可部門がプロジェクト入札範囲、入札方式、入札組織形式についての法に基づく審査・認可を実施しなかった場合、事業所の直接責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて処分を行う。

関係行政監督部門が法に基づいて職責を履行せず、入札法および本条例に定められた行為の違反について法に基づいて取締を行わない、または定めに従って苦情を処理しない、法に基づいて入札当事者の違法行為に対する行政的処置についての決定を公表しない場合、直接責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて処分を行う。

プロジェクト審査・認可部門および関係行政監督部門の職員が私益をはかり、職権を乱用し、職務を怠慢し、または犯罪行為を行った場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

第八十一条 国家機関職員が職務を利用し、直接的または間接的、明示的または黙示的な指示等いずれかの方法で入札活動に干渉し、以下のいずれかの

事実に該当する場合、法に基づいて過失または重大過失として記録にとどめる。事実が重大な場合、法に基づいて降格または免職処分とする。事実が極めて重大な場合、法に基づいて懲戒除名処分とする。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する。

(一)法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトについて

て入札を行わない、または法に基づいて公開入札を行うことが義務付け

られているプロジェクトについて非公開入札を行うよう要求

(二)入札評価委員会メンバーまたは入札者が指定する応札者を落札候補者

または落札者とするよう要求。またはその他の方式によって不法に入

札評価活動に干渉し、落札の結果に影響を及ぼす

(三)その他の方式によって不法に入札活動に干渉する

第八十二条 法によって入札を行うことが義務付けられているプロジェクトの入札活動が入札法および本条例の規定に違反し、落札の結果に対して実質的な影響を与え、かつ救済措置によって是正することができない場合、入札、応札、落札は無効とし、法に基づいて改めて入札または入札評価を行う。

第七章 附 則

第八十三条 入札協会は法に基づいて定めた規定に従って活動し、業界の自律性およびサービスを強化する。

第八十四条 政府調達に関する法律、行政法規は、政府調達商品、サービスの入札について別に規定がある場合、その規定に従う。

第八十五条 本条例は2012年2月1日より施行する。